

# 事故報告の取扱いについて

## 事故報告取扱い要領策定の目的

- ・ 統一の基準を設けることで事故の件数、内容及び対応について正しく把握する。
- ・ 事故の前後の対応について適切な対応が出来ていたか、同様の事故が再び起きないように工夫がなされているかを事業所内部で確認すると共に、それらを鴻巣市内で集約、共有することにより、サービスのさらなる向上の一助とする。

## 報告の対象事業、対象者及び対象となる事故の範囲

- ・ 対象となる事業は、全介護保険サービス事業
- ・ 対象者及び対象となる事故は、サービス提供中に生じた事故すべてとし、  
鴻巣市の被保険者が当事者となった事故すべて  
鴻巣市内の介護保険事業所がサービス提供中に発生した事故すべて
- ・ 報告すべき事故の具体的な内容については、「介護保険事業者における事故発生時の報告取扱い要領」第5条を参照のこと

## 報告先

- ・ 事故当事者の家族
- ・ 鴻巣市 長寿いきがい課（支所不可）
- ・ 鴻巣市内の地域密着型サービス事業所以外の全介護保険サービス事業所は、それぞれの指定権者にも報告する。
- ・ （事故の当事者が鴻巣市以外の被保険者の場合）当事者が所属する市町村
- ・ （居宅サービス利用者の場合）担当ケアマネのいる居宅介護支援事業所

## 報告の書式

鴻巣市が作成した「事故報告書」及び「再発防止策の実施状況報告書」  
鴻巣市の様式で定められた項目を備えている場合は各事業所が定めた様式でも可。

## 報告の際の注意事項

- ・ 個人情報が含まれるので、FAXでの報告は不可！ 持参若しくは郵送で対応すること。
- ・ また、事業所内での保管、取扱いにも十分気を付けること

## 事故報告の流れ

事故発生が発覚し、必要な対応、処置がなされた後、速やかに「報告先」にて示した報告対象者に電話にて事故の内容及びそれに際して行った対応（その時点で判明しているもののみでよい）の報告を行う。

事故発覚後 **5営業日以内**（「営業日」の定義は各事業所の定義に則る）に鴻巣市に「事故報告書」にて事故の経過の報告を行う。

事故収束後 **10営業日以内**、事故が長期化し収束までに時間がかかる場合は事故発生後1ヵ月以内に、「再発防止策の実施状況報告書」にて、その後の事故の経過、講じた対策、今後の取組等について報告を行う。

土日祝日、年末年始等に事故が発生した場合や、行政機関が長期間閉庁となり規定期間以内に報告が出来ない場合、各機関の直近の営業日や開庁日に報告を行う等、柔軟かつ可及的速やかに対応すること。

例1 デイサービス（平日及び土曜日に営業、日曜、祝日休み）の利用中の骨折事故が10月2日（木）に発生し、同日内に病院に搬送され入院に至った場合。

	日	月	火	水	木	金	土
10月				1	2	3	4
	5	6	7	8	9	10	11
	12	13	14	15	16	17	18
	休み			5営業日目			
	休み	休み (体育の日)		10営業日目			

図表説明: 10月のカレンダー。10月2日（木）に「事故発生」が示され、同日に「事故収束」が示される。10月8日（水）は「5営業日目」であり、「事故報告期限」の最終日である。10月15日（水）は「10営業日目」であり、「再発防止期限」の最終日である。

例2 グループホームの利用者が10月6日（月）に行方が分からなくなったことが発覚し、10月7日（火）

に発見された場合。

10月	日	月	火	水	木	金	土
	5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18	

事故発生: 10月6日  
 事故収束: 10月7日  
 行政報告日の目安: 10月14日  
 再発防止期限: 10月17日  
 事故報告期限: 10月11日  
 5営業日目: 10月11日  
 10営業日目: 10月17日  
 体育の日: 10月13日  
 期限が土曜日なので、一番早い開庁日までには報告を行う

例3 特別養護老人ホームで年末年始にかけてインフルエンザが発生し、最後の感染者が完治した旨が1月26日に医師より告げられた場合。

12月	日	月	火	水	木	金	土
	21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31	1月1日	2	3	

  

1月	日	月	火	水	木	金	土
	4	5	6	7	8	9	10
	11	12	13	14	15	16	17
	18	19	20	21	22	23	24
	25	26	27	28	29	30	31

事故発生(1人目): 12月24日  
 事故発生(2人目): 12月27日  
 事故発生(3人目): 12月28日  
 事故発生(4人目): 1月6日  
 事故発生(5人目): 1月9日  
 事故発生(6人目): 1月14日  
 事故報告期限: 12月29日  
 行政報告日の目安: 12月29日  
 行政報告日の目安: 1月5日  
 行政報告日の目安: 1月26日  
 再発防止期限: 1月24日  
 事故収束: 1月20日  
 事故収束から10日後: 1月30日  
 年内最後の開庁日: 12月26日  
 「最初の事故が発生し22日から1ヵ月経った日」の到達が「事故収束日から10日以内」よりも早い。

最後の感染者が医師より完治を告げられた日

### 事故報告の注意点

鴻巣市が定めた事故報告書は、「なお、対象者及び家族から情報開示の請求があった場合は開示することに同意します。」という記載があるとおり、保有個人情報の開示請求の対象としています。

上記のとおり、ご本人や家族から情報開示請求があった場合、公開が可能かどうか審査し、可能であると判断した場合は公開します。ご家族が市の情報公開制度を利用する前に、事業者側へ市へ報告した内容について開示するよう求めた場合、積極的に開示するようご協力ください。

(行政へ報告すること自体に対するご家族の同意は不要ですが、「行政へ報告を行った」という報告は行った方が望ましいかと思われます。)

近年サービス提供中に生じた事故に関するトラブルが増えており、裁判資料として利用される可能性もあります。提出の際は、迅速に、正確な情報を、詳細に報告するよう努めてください。

また、日頃より、細やかな介護サービスの提供、ご家族との積極的な情報のやり取り、日々の詳細な記録の保持を心がけてください。